

季節労働者対策に関する取組方針（第5次）について

北海道経済部

1 策定の趣旨

道では、平成16年度から4次にわたり「季節労働者対策に関する取組方針」を策定し、季節労働者の通年雇用化を促進してきた。

平成26年度の本道の季節労働者数は、本道の雇用者数の3.5%に当たる約7万3千人で、全国の季節労働者数の61%を占めており、依然として、季節労働者対策は道政の重要課題である。

このため、これまでの取組の実施結果や近年の雇用情勢等を踏まえ、「季節労働者対策に関する取組方針(第5次)」を策定し、引き続き、国や市町村などと連携して季節労働者の通年雇用化に取り組む。

2 取組方針の概要

(1) 基本的な方向性

- ① 事業の重点化による効果的な事業の推進
 - ・若年者や壮年者に対する重点的支援
 - ・資格取得及び職業訓練を通じた通年雇用化の促進
 - ・地域の産業特性や就労サイクルに合わせた通年雇用化の促進
- ② 国との連携強化
- ③ 市町村との連携強化（通年雇用促進支援事業）
 - ・通年雇用促進協議会の組織運営体制の強化
 - ・資格取得促進事業や職業訓練を通じた通年雇用化の促進
 - ・職場体験実習事業の強化
- ④ 経済団体や業界団体の理解増進
- ⑤ 季節労働者の通年雇用化意識の醸成

(2) 今後の具体的な取組

- ① 通年雇用促進協議会の活性化
- ② 冬期間における雇用の場の確保
- ③ 季節労働者の技能向上等
- ④ 事業主の意欲喚起等
- ⑤ 季節労働者の就業環境の整備、改善の促進
- ⑥ 今後の成長分野や人手不足分野を中心とした労働移動の促進

(3) 取組期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

*中長期的な視点からの対応の観点や「第4期北海道雇用創出基本計画」を踏まえ、取組期間を平成28年度からの4年間とする。

(4) 通年雇用化数の目標

道の季節労働者対策の事業効果として、取組期間中に、16,000人の通年雇用化を目標とする。

* 策定経過

取組方針	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
期 間	平成16年度～ 18年度	平成19年度～ 21年度	平成22年度～ 24年度	平成25年度～ 27年度	平成28年度～ 31年度
背 景	通年雇用安定給付 金暫定2制度の存 続延長	暫定2制度の廃止 (H18年度末)への 対応	季節労働者対策 (通年雇用化) の継続的な推進	季節労働者対策 (通年雇用化)の 継続的な推進	季節労働者対策 (通年雇用化)の継 続的な推進
目 標	14,000人	15,000人	15,000人	12,000人	16,000人
実 績	14,206人	16,105人	14,835人	17,139人	18,087人 (内 訳) H28: 5,642人 H29: 4,839人 H30: 3,867人 R元: 3,739人